

解説資料等改訂のポイント

● 施設での検討を進める際に留意すべき施設グループの特徴を明記。

		グループ	施設例	キーワード
集客施設	A	交通関係施設	ロープウェイの停留所、鉄道駅、バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乗客の救助（降車） ■ 職員あたりで担う利用者等の対応人数が多い ■ 日中の利用者等の増減が顕著（ダイヤに依存）
	B	宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難を確保すべき利用者等を予め特定可能 ■ 夜間時も含め防災体制を確保（宿泊客への対応）
	C	利用者が主に野外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場、植物園、動物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地面積が広大 ■ 利用者等が散在、また不規則に敷地内を回遊
	D	その他 利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、休憩施設、飲食店、物品販売業を営む店舗（土産屋等） 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者等の来訪が特定の時間帯に集中しやすい ■ 利用者等の多数が立寄りをはじめ短時間の滞在
要配慮者利用施設	E	医療機関	病院、診療所 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入院患者と外来者等で配慮すべき点が異なる ■ 入院患者の退避等に要する労力、準備・調整が甚大
	F	医療機関以外の要配慮者利用施設	保育園、幼稚園、小学校、中学校、老人福祉施設、障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難に際して家族等との協力が不可欠 ■ 独力での避難が困難（付添いや介助等を伴う）

ポイント1 避難確保計画作成上の留意点の整理

手引き (P29,33,34,40,41,47,56,57,67,68,74,79,80)

避難確保計画作成上の留意点の一覧 (1 / 8)

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

《解説》

- ・利用者等の人数の想定は、最盛期の、最も込み合うタイミングを設定し、その時点の人数を想定しておくことが重要である。
- ・施設利用者数上は最盛期でなくとも、従業員数が少ないなど防災体制上の最も脆弱な時期についても可能な限り想定しておく。

※下線部：今回追記箇所

施設グループごとの留意事項	施設分類※					
	A	B	C	D	E	F
日中と夜間で利用者等の人数が大きく異なると考えられるため、それぞれの時間について想定しておくことが必要。		○			○	○

※凡例 A：交通関係施設、B：宿泊施設、C：利用者が主に屋外で活動することが想定される施設
D：その他、利用者が比較的短時間滞在する施設、E：医療機関、F：医療機関以外の要配慮者利用施設

ポイント1 避難確保計画作成上の留意点の整理

手引き(P29,33,34,40,41,47,56,57,67,68,74,79,80)

避難確保計画作成上の留意点の一覧 (2 / 8)

4 防災体制

〈解説〉

- ・従業員が少人数の場合は、「情報担当者」「避難誘導者」を定める等、班を編成しないことも可能である。また、役割を兼務して対応することも考えられる。
- ・従業員が多い施設の場合には、「情報班」「避難誘導班」以外に、施設や避難確保をすべき利用者等の特性に応じて、「救護班」、「記録班」などの班を設定することも考えられる。
- ・大規模施設においては、災害対応体制の時に避難誘導が必要となる施設利用者等を減らすため、情報伝達体制の段階から施設利用者等に今後の対応を周知する。

※下線部：今回追記箇所

施設グループごとの留意事項	施設分類※					
	A	B	C	D	E	F
宿泊者や入院者がいる施設等、日中と夜間で勤務体制が異なる施設では、特に夜間は、従業員が少なくなる事等にも留意し、それぞれの時間帯ごとの体制を定めておく。		○			○	○

※凡例 A：交通関係施設、B：宿泊施設、C：利用者が主に屋外で活動することが想定される施設
 D：その他、利用者が比較的短時間滞在する施設、E：医療機関、F：医療機関以外の要配慮者利用施設

ポイント1 避難確保計画作成上の留意点の整理

手引き (P29,33,34,40,41,47,56,57,67,68,74,79,80)

避難確保計画作成上の留意点の一覧 (3 / 8)

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

《解説》

・大規模集客施設では、今後の噴火警戒レベルの引上げ等によって通常業務と防災対応業務を両立させることが難しい場合には、利用者等に対してできる限り来場を控えるよう呼びかけることも重要である。この際、必要に応じて行政とも連携する。

施設グループごとの留意事項	施設分類※					
	A	B	C	D	E	F
交通関係施設は、噴火警戒レベルが引き上げられた際に、施設の位置が立入規制の範囲外で避難を必要としない場合であっても、立入規制範囲内からの避難者の輸送を行わなければならないことが想定されるため、情報収集・伝達だけでなく、避難者の輸送について、市町村等と協議し、定めておくことが必要。	○					
要配慮者利用施設では、利用者等の避難誘導に時間がかかることが想定される。そのため、この段階においても、避難が発生することを想定し、避難の準備を行うものとする。また、市町村等と協議し、必要に応じ、事前避難を実施する。 要配慮者利用施設は、利用者等を規制範囲外等に避難誘導するだけでなく、利用者に配慮した避難先や病院等を、市町村や火山防災協議会を通じてあらかじめ定めておくことも必要。					○	○
観光案内所、休憩施設は、施設を閉鎖した後も、登山者・観光客が断続的に立ち寄る可能性がある。このため施設閉鎖の際に情報伝達や避難誘導に用いた掲示物等は、閉鎖後に立ち寄った登山者・観光客にも目に留まるように保持しておくことが望ましい。				○		
要配慮者利用施設では、入居者や施設の一時利用など、施設利用者等の特性によって施設からの避難方法等の防災対応が異なるため、それぞれの対象者に応じて適切な伝達手段、内容を検討する。					○	

※下線部：今回追記箇所

※凡例 A：交通関係施設、B：宿泊施設、C：利用者が主に屋外で活動することが想定される施設
D：その他、利用者が比較的短時間滞在する施設、E：医療機関、F：医療機関以外の要配慮者利用施設

ポイント1 避難確保計画作成上の留意点の整理

手引き (P29,33,34,40,41,47,56,57,67,68,74,79,80)

避難確保計画作成上の留意点の一覧 (4 / 8)

5 情報伝達及び避難誘導

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合①

施設グループごとの留意事項	施設分類※					
	A	B	C	D	E	F
<p>宿泊者や入院者がいる施設等では、日中と夜間で利用者等の人数や防災体制が異なるため、それぞれの時間帯の避難誘導方法についてあらかじめ定めておく。</p> <p>また、宿泊者名簿や入院者名簿等がある場合、積極的に活用し、利用者等の状況把握に努める。</p>		○			○	○
<p>利用者が主に屋外で活動する施設については、情報班が放送設備等により、広範囲に、くまなく呼びかける。</p> <p>施設をブロック分けし、迅速に退避者状況を把握ができるよう、ブロック毎に避難誘導班の担当を決めておくことが必要。</p> <p>避難誘導班は、担当ブロック毎に残留者がいないか、確認を行うことが必要。</p>			○			
<p>要配慮者利用施設では、利用者の避難誘導に支援が必要となる場合がある。利用状況等から、どのような支援が必要となるか、あらかじめ把握しておくことが必要。</p> <p>要配慮者利用施設は、利用者を規制範囲外等に避難誘導するだけでなく、利用者に配慮した避難先や病院等を、市町村や火山防災協議会を通じてあらかじめ定めておくことも必要。</p> <p>学校や保育所、高齢者施設等、利用者の引渡しが必要な施設では、引渡し方法を事前に定め、保護者等へ周知しておくことが必要。</p>					○	○

※凡例 A：交通関係施設、B：宿泊施設、C：利用者が主に屋外で活動することが想定される施設
 D：その他、利用者が比較的短時間滞在する施設、E：医療機関、F：医療機関以外の要配慮者利用施設

ポイント1 避難確保計画作成上の留意点の整理

手引き (P29,33,34,40,41,47,56,57,67,68,74,79,80)

避難確保計画作成上の留意点の一覧 (5 / 8)

5 情報伝達及び避難誘導

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合②

施設グループごとの留意事項	施設分類※					
	A	B	C	D	E	F
<p>ロープウェイや路線バス、鉄道等が運行中であった場合の安全な運行停止方法、乗客への情報伝達等の対応をあらかじめ定めておくことが必要。 市町村等の要請により避難のために運行を継続し、避難が完了した時点で運行を停止することも考えられる。</p>	○					
<p><u>病院では、入院患者の一時帰宅のほか、特に重篤な患者に対しては、他の病院への転搬送等の手続きも必要になることから、避難の準備に相応の時間を要する。このため、避難の準備に要する時間や、搬送に必要な要員、避難手段等を考慮の上、必要なタイミングを設定することが必要。特に避難に時間を要する患者に対しては、余裕を持った準備期間を確保することも重要。</u></p>					○	

※下線部：今回追記箇所

※凡例 A：交通関係施設、B：宿泊施設、C：利用者が主に屋外で活動することが想定される施設
D：その他、利用者が比較的短時間滞在する施設、E：医療機関、F：医療機関以外の要配慮者利用施設

ポイント1 避難確保計画作成上の留意点の整理

手引き (P29,33,34,40,41,47,56,57,67,68,74,79,80)

避難確保計画作成上の留意点の一覧 (6 / 8)

5 情報伝達及び避難誘導

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

5.4 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

施設グループごとの留意事項	施設分類※					
	A	B	C	D	E	F
<p>宿泊者や入院者がいる施設等では、日中と夜間で利用者等の人数や防災体制が異なるため、それぞれの時間帯の避難誘導方法についてあらかじめ定めておく。</p> <p>また、宿泊者名簿や入院者名簿等がある場合、積極的に活用し、利用者等の状況把握に努める。</p>		○			○	○
<p>利用者が主に屋外で活動する施設については、情報班が放送設備等により、最寄りの建物等、身を守るための場所への緊急退避を、広範囲にくまなく呼びかける。</p> <p>施設のエリアが広い場合は、施設をブロック分けし、ブロック毎に、身を守るための場所をあらかじめ定めておくことが望ましい。</p> <p>迅速に誘導や退避者の状況把握ができるよう、ブロック毎に、避難誘導班の担当を決めておくことも必要。</p>			○			
<p>要配慮者利用施設では、利用者の避難誘導に支援が必要となる場合がある。利用状況等から、どのような支援が必要となるか、あらかじめ想定し、必要な対策を講じておくことが必要。</p> <p>要配慮者利用施設は、利用者を規制範囲外等に避難誘導するだけでなく、利用者に配慮した避難先や病院等を、市町村や火山防災協議会を通じてあらかじめ定めておくことも必要。</p>					○	○
<p>ロープウェイや路線バス、鉄道等が運行中であった場合の安全な運行停止方法、乗客への情報伝達、安全側の駅等までの誘導等の対応をあらかじめ定めておくことが必要。</p>	○					
<p>病院では、<u>避難対応時の判断に要する時間等を最小限にするため、予め入院患者の院内搬送経路を検討しておく。</u></p>					○	
<p>病院では、<u>入院患者避難時の介助の必要度（独歩、護送、担送）に応じて、必要な職員数や求められる技術等を整理し、入院患者の状況に応じた搬送体制を確保する。</u></p>					○	

※下線部：今回追記箇所

※凡例 A：交通関係施設、B：宿泊施設、C：利用者が主に屋外で活動することが想定される施設

D：その他、利用者が比較的短時間滞在する施設、E：医療機関、F：医療機関以外の要配慮者利用施設

ポイント1 避難確保計画作成上の留意点の整理

手引き (P29,33,34,40,41,47,56,57,67,68,74,79,80)

避難確保計画作成上の留意点の一覧 (7 / 8)

6 資器材の配備等

施設グループごとの留意事項	施設分類※					
	A	B	C	D	E	F
医療施設や福祉施設においては、資器材や備蓄品目の中に、担架や車いす、カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）を記載し、その維持管理に努める。					○	○

※凡例 A：交通関係施設、B：宿泊施設、C：利用者が主に屋外で活動することが想定される施設
 D：その他、利用者が比較的短時間滞在する施設、E：医療機関、F：医療機関以外の要配慮者利用施設

ポイント1 避難確保計画作成上の留意点の整理

手引き(P29,33,34,40,41,47,56,57,67,68,74,79,80)

避難確保計画作成上の留意点の一覧（8 / 8）

7 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

〈解説〉

・ 内閣府で作成した映像資料「避難促進施設の備え～火山災害から利用者を守るために～」についても積極的に活用していくことが有効である。

・ 施設が行う研修・訓練の時期は、山開きの時期や人事異動の時期など、施設にとって適切な時期に実施する。

・ 従業員が多い施設においては、全員が参加する防災教育及び訓練の開催が困難な場合は、情報収集・伝達や避難誘導などの目的別、また、施設内の棟やフロア単位で分けて開催するなど、できる限り負担のない開催方法についても検討する。

・ 従業員が多い施設においては、作成・見直した避難確保計画を従業員に周知する際には、回覧のほか、庁内のイントラネット等を活用するなど、効果的な周知方法を検討する。

※下線部：今回追記箇所

● 避難確保計画を作成した施設が単独、もしくは火山防災協議会を連携して一体的に行う避難計画の事例を追加（新規）

避難促進施設の避難訓練事例【火口周辺】

吾妻山（避難促進施設が参加した訓練）

<訓練概要>

- 1) 実施日：平成30年4月6日（金）
- 2) 訓練内容：吾妻山で突発的な小規模噴火が発生した場合を想定した観光客等の避難誘導訓練、応急救護訓練、防災アプリを活用した「自治体からの緊急情報」として「訓練噴火速報」を配信。
- 3) 実施場所：浄土平周辺（福島市）
- 4) 参加機関：福島県、福島市、避難促進施設（3施設）など
- 5) 付記事項：避難訓練は、ほぼ毎年実施

■ 避難促進施設の訓練内容

- ・ 噴火の際の噴石や火山灰から観光客等の安全を守るため、観光施設の職員が屋内へ避難を誘導する一次避難、噴火が小康状態になったことを確認して避難させる二次避難を実施。
- ・ 避難者の受傷を想定し、施設職員が市消防本部の指導を受けて応急救護訓練を実施。

■ 訓練実施施設（3施設）

- D: その他、利用者が比較的短時間滞在する施設（3施設）

■ 訓練実施事例

- 浄土平レストハウス、浄土平ビジターセンター、浄土平天文台
 (D: その他、利用者が比較的短時間滞在する施設)



散策路からの観光客の避難誘導



堅牢な建物への避難誘導



情報伝達訓練



応急救護訓練



訓練実施施設の位置（地理院地図）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/joudodaira30.htm>
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/370950.pdf>

避難促進施設の避難訓練事例【居住地域】

桜島（避難促進施設が参加した訓練）

<訓練概要>

- 1) 実施日：令和3年11月20日（土）
- 2) 訓練テーマ：「大規模噴火を想定したタイムラインに基づく、避難完了板を活用した桜島住民主体の避難訓練」
- 3) 実施場所：桜島全域、桜島港フェリーターミナル、南栄リース桜島アリーナ
- 4) 参加機関：68団体（鹿児島市、消防団、市民（桜島地域）、県、陸上自衛隊、海上自衛隊、海上保安部、県警察本部、**避難促進施設**、鹿児島大学、鹿児島医療技術専門学校など）
- 5) 付記事項：避難訓練は毎年、訓練テーマを変えて実施。

■ 避難促進施設の訓練内容

- ・ 避難確保計画を踏まえたタイムラインに基づき、避難促進施設と施設所管課が連携した観光客の避難誘導、閉鎖完了（想定）の所管課への報告
- ・ 傷病者の緊急搬送訓練、放置車両の撤去訓練など

■ 訓練実施施設

- B: 宿泊施設（1施設）、C: 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設（1施設）、D: その他、利用者が比較的短時間滞在する施設（4施設）

■ 訓練実施事例

- ①国民宿舎レインボー桜島（B: 宿泊施設）



利用者の避難誘導



傷病者の緊急搬送

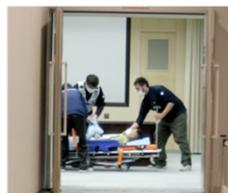


救急車による緊急搬送

- ②桜島国際火山砂防センター（D: その他、利用者が比較的短時間滞在する施設）



利用者の避難誘導



傷病者の緊急搬送



ヘリによる緊急搬送



訓練実施施設の位置（地理院地図）

●各スライドの役割を明確化し、市町村担当者が施設管理者に説明しやすいスライドフォーマットに再構成

(i) 避難確保計画の概要

必須

(構成：23スライド)

- 1. 避難確保計画の必要性
- 2. ハザードマップと避難計画の読み解き

避難確保計画作成の必要性やハザードマップや避難計画の読み解きなど、避難確保計画の作成に必要となる最低限の内容を解説

活動火山対策特別措置法の改正を受けた施設管理者等の対応

(避難促進施設の所有者または管理者が避難確保計画を作成する理由)

活動火山対策特別措置法の改正 (H27.12)

① 火山災害警戒地域

② 避難促進施設

③ 避難確保計画

おおよび 避難訓練の実施

避難確保計画の作成には、市町村や火山防災協議会が作成した計画や火山防災マップなどを参考とする。

- ・地域防災計画(火山災害編)
- ・火山避難計画
- ・火山防災マップ など

(ii) 避難確保計画の具体的な記載要領

作成ガイドと併用

(構成：23スライド)

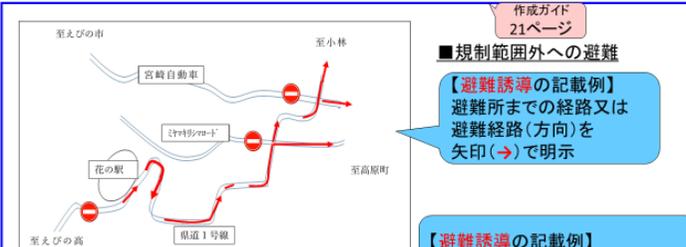
- ・作成ガイド・ひな形の選び方
- ・避難確保計画に記載する項目
- ・防災体制の記載例
- ・情報伝達及び避難誘導の記載例
- ・防災教育等の記載例 等

避難確保計画に記載する事項や、作成上の留意事項について解説(詳細は作成ガイドを参照)

情報伝達及び避難誘導の記載例(その2)

霧島山(生駒高原花の駅)のケース

【5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合】



ア 規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段で規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、小林市から指示があった場合は、この限りではない。

イ 避難手段のない緊急退避者がいる場合、小林市に車の手配等を要請する。

(iii) 説明補助用付属スライド

参考資料

(構成：10スライド)

- ・活動火山対策特別措置法の改正
- ・火山災害警戒地域
- ・避難促進施設となる施設について
- ・噴火警戒レベル(用語について)
- ・火山現象とその特性

避難確保計画の作成にあたって知っておくべき背景情報を解説

噴火警戒レベル(用語について)



気象庁が発表する「噴火警戒レベル」の意味や噴火に関する予警報の名称、関連するキーワード等について、気象庁のホームページで解説されています。各噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を説明して下さい。

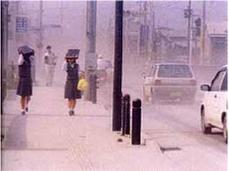
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード	火山活動の状況	注意すべき行動	避難所への対応
特別	噴火警報	警戒地域	レベル5 避難	噴火活動が激しく、噴火の発生が確実であると見込まれる。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。
特別	噴火警報	警戒地域	レベル4 高齢者等避難	噴火活動が激しく、噴火の発生が確実であると見込まれる。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。
特別	噴火警報	警戒地域	レベル3 入山規制	噴火活動が激しく、噴火の発生が確実であると見込まれる。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。
特別	噴火警報	警戒地域	レベル2 火山口周辺規制	噴火活動が激しく、噴火の発生が確実であると見込まれる。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。
特別	噴火警報	警戒地域	レベル1 活火山であることを留意	噴火活動が激しく、噴火の発生が確実であると見込まれる。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。	避難所へ避難し、避難所での対応に従う。

【参考資料】
・気象庁の「噴火警戒レベル」を解説したホームページ等

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火山口周辺規制」「活火山であることを留意」のキーワードを付けて5段階に区分した指標で、噴火警報に付け加えて気象庁から発表されます。

● 2章「施設の置かれた状況」を再構成し、火山現象を説明する写真付きの表を追加し、表中に施設に影響のある現象に「○」印をつける形式とした。

表1 火山現象の解説

現象名	解説	施設への影響
大きな噴石  出典：気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火により無数の大小の噴石が吹き飛ばされ、直接、生命や人体に影響。 ○ 火口から吹き飛ばされる直径数10cmの大きな岩石等は、風の影響を受けにくく、弾道を描いて飛来し、短時間で落下。 ○ 到達範囲は火口から2～4km程度。 ■ 屋根・ガラスを打ち破る破壊力。 ■ 噴火したらまずは建物内のより安全な場所に緊急退避。 	○
降 灰  出典：島原市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火口から噴き上げられた火山灰や小石が、上空の風により風下側に運ばれながら降下。 ○ 火山灰のうち細かい粒子は、降下側数百km以上にも到達。 ■ 風下側での視界の低下。 ■ 道路への積灰による車の走行支障等の可能性（乾燥時、概ね10cm以上、降雨時、概ね3cm以上を目安）。 ■ 火山灰の重みで木造家屋倒壊の可能性（降雨時、概ね30cm以上を目安）。 ■ 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状の悪化のおそれ。 	○
火砕流・火砕サージ  出典：気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火砕流：高温の火山灰や火山岩塊等と火山ガスとが一体となって流下。 ○ 火砕サージ：粒状の火山灰を含む、高温の火山ガス。 ○ 大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がる。 ○ 流下速度は時速数十km～百数十km、温度は数百℃にも達する。 ■ 噴火警報などを活用した事前の避難が必要。 	○

融雪型火山泥流（積雪期）  提供：東宮昭彦氏	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積雪期において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が溶かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下。 ■ 谷筋や沢沿いから出来るだけ離れる。 ■ 流下速度が大きいことを念頭に、噴火前の避難が原則（避難が間に合わない場合、施設周辺で想定される泥流の深さや到達までの時間に応じて、堅牢な建物の高所にやむを得ず留まることもあり得る）。 	○
溶 岩 流  出典：気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象。 ○ 通過域の建物、道路を焼失、埋没させる。 ■ 流下速度は、比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。 ■ 避難路が寸断され孤立化するおそれ。 	○
火 山 ガ ス  出典：気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動により地表に噴出する、水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などが主成分の高温のガス。 ○ 火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性。 ■ 刺激臭を感じたら、水で濡らしたタオル等で鼻や口を覆う。 ■ 窪地や谷に入らない、とどまらない。 	○

付された○印から、施設に影響がある火山現象を一覧で確認可能

火山現象の写真、解説を記載

ポイント4-2 施設職員や施設利用者が理解しやすい避難確保計画の作成②

ひな形(P3※)

※火口周辺の単独施設版

- 初めて避難確保計画を読む施設職員・施設利用者でも、施設の置かれた状況と防災対応が必要となる場合にとるべき対応との関係性がわかりやすいよう、対応表をひな形に追加した。

施設の置かれた状況(2章)

<火山における施設の位置(2章)>

規制範囲と施設の立地を作図する。



当施設は、噴火警戒レベル〇(〇〇〇〇)の規制範囲内に位置する。
 防災対応が必要となる場合と取るべき防災対応の記載箇所との関係は、下表のとおりである。

<対応表(2章に追加)>

(今回追加)
 防災対応が必要となる場合と取るべき対応との関係性を明示

表2 防災対応の本書での記載箇所(場合別)

防災対応が必要となる場合	防災対応の記載箇所
(施設の位置が、噴火警戒レベル2の規制範囲内にある場合) 火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合	5.1に必要な防災対応を記載
(施設の位置が、噴火警戒レベル3の規制範囲内にある場合) 噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合	5.2に必要な防災対応を記載
(施設の位置が、噴火警戒レベル2の規制範囲内にある場合) 噴火警戒レベルが2以上に引き上げられた場合	5.2に必要な防災対応を記載
(施設の位置が、噴火警戒レベル3の規制範囲内にある場合) 噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合	5.3に必要な防災対応を記載
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	5.3に必要な防災対応を記載

<防災対応(5章)> 対応要領について記載。

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となる場合

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合、当該施設が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

■ 当該施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
①防災体制の確立	〇〇市からの第一報をもとに情報伝達体制をとる。
②〇〇市との協議	〇〇市以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

■ 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当窓口
防災対応時の連絡先	〇〇市	〇〇課 直通電話: 0000-00-0000	〇〇課 役所一部
参考	その他 関係機関	〇〇地方気象台	指定電話: 0000-00-0000
		〇〇消防署	指定電話: 0000-00-0000
	〇〇警察署	指定電話: 0000-00-0000	
	〇〇交通(株)	指定電話: 0000-00-0000	
	〇〇バス(株)	指定電話: 0000-00-0000	
	〇〇タクシー	指定電話: 0000-00-0000	

ポイント5 資料作成しやすい作成ガイドの改善

作成ガイド(P6※)

- 特に警戒を要する火山現象として、大きな噴石の到達範囲（目安）、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流の速度について、手引きだけでなく、作成ガイドにも追記し、資料作成時の参照を容易にした。

ポイント6 大規模施設(従業員の多い施設)への対応

作成ガイド(P17※)

- 大規模施設で考えられる「情報班」、「避難誘導班」以外の役割として、「救護班」、「記録班」等について追記した。

ポイント7 避難誘導後の避難先施設の記載

作成ガイド(P24※)

- 規制範囲外への避難誘導後、避難計画において避難先の施設が明記されている場合には、避難施設の情報を避難確保計画に反映することを追記した。